

## 取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		特定非営利活動法人 NEXT熊本		
提案プロジェクト名		QOL志向の国際ハブタウンモデル事業		
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化				
(a) 財政上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	トリアージセンターを構築運営する団体を対象にシステム構築費の全額と運用費の半額補助。システム構築は1年、運用補助期間は2年。合計3年間。システム構築4000万円、運営費の2/3 上限1000万円/年	急性期、回復期、維持期までを含めた連携パスを設計とシステム構築及びIT化したトリアージセンターの設置・介護保険と医療保険の連携についても検討し必要な施策提言と実施を行う。トリアージの必要性は地域全体で共通するものであり、本来、自治体などに設置する方がよいが、境界を跨いだトリアージも必要である。システム構築等インフラ的な部分は補助金で全額賄い、2年間運用半額補助を行いながら地域利用(当初期間は熊本市の旧富合地区等特定の地域でノウハウ蓄積のための実証運営を行う)を定着して、運用開始3年後からは自主財源での運営を確立する。	(1)医療-介護連携パス構築・実施事業	
2	NPO法人等を対象にセミナーや起業塾の開催費の全額補助。200万円/年	介護・医療サービス、コミュニティランスファー、新たな地域生活様式に対応する住民消費者向け事業等、QOL志向の事業の育成と集積をはかり、地域経済の自立に資する。セミナー開催やQOL産業研究会を設置して、3年間	(2)QOL志向産業育成事業	
3	大学等への補助。300万円/年、3年間	地域の健康・保健活動(植木町などで成果を出しているMIDORI-MODEL等の導入)の取り組みにより、高齢者に元気と健康を維持してもらい社会参加の機会を創出する。(例:元気な高齢者による要介護者のお手伝い、コミュニティ運営、ITによる趣味の全国発信や起業等) 補助終了後も継続して取り組む計画を前提とする。3年間の補助期間中に人的つながりを強く構築して、その後の活動継続の基幹を作る。	(3)地域健康保健活動推進事業	
4	NPO法人等を対象にITリテラシー研修費の補助。100万円/年 3年間。	高齢者、間もなく定年を迎える方等を特に対象としたITの基礎的研修やITを活用したSOHO型活に資するような研修事業。2週間程度の研修プログラムで3年間(はITリテラシー研修(孫のデジタル写真等趣味に訴えるもの)により定年後の人材を養成して、4年目からは養成した人材が、趣味の一環として地域でボランティア的に定年後の方を対象に基礎的なITリテラシー普及を行う。	(4)ITリテラシー人材育成業	
5	大学への事業費補助。150万円/年、5年間	東アジアヘルスプロモーション会議(アジア7カ国の諸都市、研究者、大学等が参加する会議毎年開催されている)や熊本大学がQOL活動を行っている諸都市と連携。会議開催費や海外への研修活動費、及び国際会議参加者・招聘者への補助を行う。	(5)QOL向上の国際連携事業	
6	コンソーシアムに対して調査研究費を補助。500万円。単年度	地域のへの再生可能エネルギー導入と電気自動車等の普及に向けたインフラ(充電スタンド等)整備を行う。プラン策定に関する調査費、研究費を初年度に補助。	(6)低炭素安全都市プラン策定・実施	
7	自治体、大学への研究費補助。初年度300万円、2年目3年目200万円/年、合計3年間。企業は大学から自治体からの再委託とする。	ネスレ社のフランス・ヴィッテル村における水源保全活動のようなモデル。地域と企業が協定を結び企業が水源とその周辺部を厳しく保護し、自社事業にも活用する。地域水資源の地下構造など調査費や施策提言のための研究費等を補助。4年目以降は地域の水資源を使用する企業(飲料水メーカーや半導体関連企業)の自主的活動として継続する。地域住民や自治体はこの活動への協力の義務と、活動監視の権利を持つ協定を締結する。	(7)域内水源保全事業	
8	初年度のみ運営母体となる法人に事務局整備・運営補助。100万円	5年に一度程度、想定する2050年の地域社会と現状の比較検証を来ない、結果に応じて実行プランの検証、見直しを行う。(委員のイメージ:医療、介護、高度な専門性を有するエネルギー関連の工学、都市経営経験者・学者、首長、統括者等)委員会は2050年まで持続し、本ビジョン達成のための基本骨格となる政策提言と全体的統括運営を行う。初年度のみ当面必要な事務局の機材などの整備費を補助。次年度以降は地域からの寄付などで運営する。	(8)2050年環境未来都市委員会	
9	成果主義に徹して、無駄な会計監査ではなく、何ができたかに重点を置くような事後検査にする。	補助金の使い方の見直し。現状の補助金は使いにくく、かえって無駄な使い方をせざるを得ないものが多い。これまでの多くの補助事業についてチェックのあり方を検討すべき。予算については事前の見積りもりの正当性を重くして、事後においては何をなしたかに重点を置く。例:家を建てる時、事前の打ち合わせや見積もりは十分に行い、建築後は家がきちんと基準に沿っているか、注文にそって完成しているか、使い勝手はいかがかが等が問題にされる。	全般	
(b) 金融上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	センターへの融資。一般的な銀行融資の金利の半分。無担保もしくは購入機材などを担保とする融資。個人補償なし。	急性期、回復期、維持期までを含めた連携パスを設計とシステム構築及びIT化したトリアージセンターの設置・介護保険と医療保険の連携についても検討し必要な施策提言と実施を行う。トリアージの必要性は地域全体で共通するものであり、本来、自治体などに設置する方がよいが、境界を跨いだトリアージも必要である。運用開始3年後以降に必要に応じて低金利での融資を行う。融資目的はシステム改修や古くなった機材の買い替え費用。純粋な人件費等は原則として支援しない。独立運営が可能に収支バランスが取れることが前提である。	(1)医療-介護連携パス構築・実施事業	
2	本プランに応じて機材や施設の導入整備を行う者(個人、団体、企業)に対して無担保もしくは購入機材などを担保とする融資。個人補償なし。ただし、無担保は一定の上限を設定。信用保証の優遇措置。	地域のへの再生可能エネルギー導入と電気自動車等の普及に向けたインフラ(充電スタンド等)整備を行う。提言された施策に従い、設備や施設、電気自動車など整備費用を融資する。新たなもののみでなく、既存のもの改修、整備も対象とする。	(6)低炭素安全都市プラン策定・実施	
3	企業を対象。	ネスレ社のフランス・ヴィッテル村における水源保全活動のようなモデル。地域と企業が協定を結び企業が水源とその周辺部を厳しく保護し、自社事業にも活用する。地域水資源の地下構造など調査費や施策提言のための研究費等を補助。4年目以降は地域の水資源を使用する企業(飲料水メーカーや半導体関連企業)の自主的活動として継続する。企業が事業に必要な設備などを整備する場合に融資。	(7)域内水源保全事業	

<b>(c) 規制の特例措置(緩和・強化)</b>						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
			1	本事業の初年度に提案されるであろう要望の実施。		
2	本事業の初年度に提案されるであろう要望の実施。	本事業で検討されるが、土地所有、土地利用、水源保護に関連する法令などが対象となる。規制緩和や規制の強化両面が必要であろう。	不明	環境省、国土交通省	(7)域内水源保全事業	
3						

<b>(d) 取組に必要なその他の支援措置</b>						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
			1			
2						
3						

<b>(e) 税制のグリーン化</b>					
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
			1		
2					
3					

<b>② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)</b>						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
			1			
2						
3						

- ※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援対象者(実施主体)、支援対象とする事業を明記してください。  
 ※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。  
 ※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置に関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。  
 ※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。